



厚科審第11号
令和3年3月2日

厚生労働大臣
田村憲久 殿

厚生科学審議会長
福井次矢



生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の2
第1項の規定に基づく理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業
(すし店)、飲食店営業(めん類)、旅館業、浴場業、興行場営業、
飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店
営業の振興指針の改正について(答申)

令和2年11月25日付厚生労働省発生食1125第3号をもって諮問のあつた、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の2第1項の規定に基づく理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業(すし店)、飲食店営業(めん類)、旅館業、浴場業、興行場営業、飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店営業の振興指針を定めることについては、別紙のと通りの結論を得たので、答申する。